

第32号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

提出者 文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第八号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「三年間」を「五年間」に改める。

付則に次の一項を加える。

4 第六条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「五年間」とあるのは、「三年間」とする。

付 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条～第五条（略） （給与簿）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、<u>五年間</u>保存するものとする。</p> <p>第七条～第二十条（略）</p> <p>付則（当初制定付則） （経過措置）</p> <p>4 第六条第二項の規定の適用については、<u>当分の間、同項中「五年間」とあるのは、「三年間」とする。</u></p> <p>付則</p> <p><u>この規則は、令和二年四月一日から施行する。</u></p>	<p>第一条～第五条（略） （給与簿）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、<u>三年間</u>保存するものとする。</p> <p>第七条～第二十条（略）</p>

